

## 障がい理由とする差別を受けて困った時には、次の場所にご相談ください

福祉課(☎56-0614 ☎63-2940)

障がい者相談支援センター(☎64-2333 ☎64-2337)

(市職員からの差別について)人事課(☎56-0604 ☎63-2100)

(教育委員会の所管する部署からの差別について)教育委員会(☎56-0625 ☎62-1451)

### 障がい福祉サービス事業所見学ツアー

HPを見る

☎福祉課 ☎56-0614 記事ID 8619

市内にある就労等に関する障がい福祉サービス提供事業所での作業内容や職場環境、実際に働いている様子を見ることができます。(定員は各日20人程度)

☎5月25日(水)、30日(月) 9:30~11:40

※1日だけの参加可

☎市役所正面玄関前集合

☎バスにて市内にある就学等に関する障がい福祉サービス提供事業所を順番に見学(各日で見学先は異なります)

### 障がいのある人の就労に向けた進路相談会

HPを見る

☎福祉課 ☎56-0614 記事ID 8620

障がいのある人の今後の進路について検討している人はもちろん、障がい福祉サービスの制度について知りたい人など、ぜひご参加ください。※当日参加可

☎6月6日(月)9:30~12:00 (9:00開場)

☎西庁舎3階 研修室

☎市内にある就労等に関する障がい福祉サービス提供事業所の取り組み内容や、障がい福祉サービスの利用手続きに関する説明、相談支援事業等に関する説明会

☎特別支援学校中学部または高等部生徒の保護者、中学校特別支援学級生徒の保護者、その他進路決定に携わる人など  
☎5月16日(月)までに申込用紙をFAX(63-2940)、メールにて福祉課へ提出。電話申込可。高校卒業間近の在学生をもつ保護者等進路決定までの期間が短い人を優先します。

申請はお早めに

## 高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金

記事ID 7206

HPを見る

☎臨時福祉給付金専用ダイヤル 0561-63-3092 (受付時間 平日9:00から16:00まで)

※上記が混み合うなど繋がりにくい場合は、福祉施策課(56-0553)に電話してください。

**対象** 平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者(※)のうち、昭和27年4月1日以前に生まれた人

※平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者:平成27年1月1日現在、長久手市に住民票があり、平成27年度(平成26年中所得)の市民税が課税されていない人(ただし、課税者の扶養となっている場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合などは除く)

**支給額** 支給対象者1人につき3万円

審査が終了した人から順次お支払します。ただし、書類に不備または確認に時間を要する場合がありますのでご了承ください。

**申請方法** 7月25日(月)までに次の書類を提出してください。

- ・申請書 ※給付金の支給対象となる可能性のある人へ4月末頃に申請書を送付しています。
- ・申請者全員分の本人確認できるもの(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポートなど)の写し
- ・振込先口座の通帳(金融機関名・支店名・口座番号・名義人がわかる部分のみ)の写し

<郵送の場合> 同封の返信用封筒にて返信か、福祉施策課宛で送付してください(7月25日(月)当日消印有効)。

<直接持参する場合> 5月11日(水)までは福祉施策課窓口、それ以降は、本庁舎2階東側「臨時福祉給付金特設窓口」に提出してください。

振り込め詐欺にご注意ください。